



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

改正公益通報者保護法の施行に向けて、事業者が講ずべき措置を示した指針（内閣府告示）及び第204回国会（会期：本年1月18日～6月16日）で成立した諸法の一部をご紹介します。

◇公益通報者保護法改正の指針が公表されました。

2020年6月12日に公益通報者保護法の一部を改正する法律が公布され、2年以内（2022年6月まで）に施行されることになっております（法改正の概要はLIFRE No.43をご参照ください）。改正法により、事業者は、公益通報対象事実の調査及び対策に従事する者を定め、公益通報に関する体制整備をする義務がありますが、政府は、今般、以下の通り体制整備に関する指針を定めました（「公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針」（令和3年8月20日内閣府告示第118号））。

1. 通報対応業務を行う体制の整備について

事業者は、内部通報受付窓口を設置し、調査及び是正に必要な措置を執る部署及び責任者を設置した上、組織幹部または通報対象者からの独立性を確保し、通報があった場合には速やかな調査及び是正を図る必要があります。

2. 通報者を保護する体制の整備について

通報者に対して不利益な取り扱いを行わないよう防止する措置（情報共有を必要最小限とする措置及び通報者の探索防止措置を含む）を講じるとともに、不利益な取り扱いの有無を把握し、不利益な取り扱いが行われた場合には懲戒処分等の措置を講じて救済を図る必要があります。

3. 体制を実効的に機能させる措置について

公益通報者保護法及び内部通報体制について教育・周知（特に通報者特定に関する情報の取り扱いについて）を十分に行う必要があります。また、通報の結果として是正措置を講じた場合及び通報事実が確認できない場合には、それぞれ通報者に通知する必要があります。

4. 内部規程の策定について

今回の指針では、公益通報に関して事業者が様々な措置を定めるよう求めています。これらの措置については内部規程を策定し、その規程に沿って運用することが求められています。

（弁護士友成）

*

～第204回国会で成立した法律（一部）のご紹介～

◆改正著作権法（6月2日公布・1年ないし2年以内に施行）

(1) 図書館関係の権利制限規定の見直し

国立国会図書館が絶版等資料のデータを個々の利用者に送信ができるようになり、②図書館等が現行の複写サービスに加え、一定の条件の下、著作物の一部分をメール等で送信することが可能になります。

(2) 放送番組のインターネット同時配信等にかかる権利処理の円滑化

①権利制限の拡充、②「許諾推定規定」の創設、③レコード・レコード実演、映像実演の利用の円滑化が図られます。（詳細は文化庁のHPをご参照下さい）

◆改正少年法（5月28日公布・令和4年4月1日施行）

選挙権年齢や民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられることで「20歳未満」としている少年法の適用年齢との整合性を図るため、罪を犯した18、19歳は「特定少年」として17歳以下の少年とは異なる扱いを受けることとなります（厳罰化）。現行法の全事件家裁送致は維持しながらも、18、19歳については成年と同様の刑事手続を取る検察官送致の対象犯罪が拡大されます。また、本名や顔写真などの報道を禁じる報道規制に関して、「特定少年」は起訴（略式を除く）された段階で解禁されます。（詳細は法務省のHPをご参照下さい）

◆所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

相続登記や住所変更登記の未了を原因とする所有者不明土地が増加していることから、発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から総合的に民事基本法制が見直されます。

(1) 不動産登記法の改正（4月28日公布・2年以内に施行）

①相続登記申請の義務化、②登記名義人の死亡等の事実の公示、③住所等変更登記申請の義務化が定められます。

(2) 相続土地国庫帰属法（4月28日公布・2年以内に施行）

相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度が新たに創設されます。

（詳細は法務省のHPをご参照下さい）

◆プラスチック資源循環促進法（6月11日公布・1年以内に施行）

プラ製品の設計から廃棄物処理までに関わるあらゆる主体におけるプラ資源循環等の取り組みを促進するための措置が講じられます。

①プラ製品の設計・製造段階では、環境配慮設計に関する指針に即した環境配慮製品を国が認定して認定製品の利用を促し、②プラ製品の販売・提供段階では、小売・サービス事業者などによる使い捨てプラ製品の使用の合理化を求める措置を講じ、③排出・回収・リサイクル段階では、あらゆるプラの効率的な回収・リサイクルを促進させる措置が講じられます。

（詳細は環境省のHPをご参照下さい）